

- 中小企業等経営強化法 -
経営力向上計画
策定・活用の手引き
案

目 次

1. 中小企業等経営強化法 経営力向上計画の概要

(1) 制度の概要	2
(2) 制度利用のポイント	2
(3) 中小企業・中小企業者等の範囲	3
(4) 制度活用の流れ	4

2. 手続き方法

①経営力向上計画の策定

(1) 計画策定の前に	5
(2) 申請様式の記載方法	5

②各事業分野の主務大臣に提出

(3) 事業分野と提出先	8
(4) 提出方法	8

③固定資産税の軽減、各種金融支援

(i) 固定資産税の軽減	9
(ii) 各種金融支援	12

3. よくある御質問

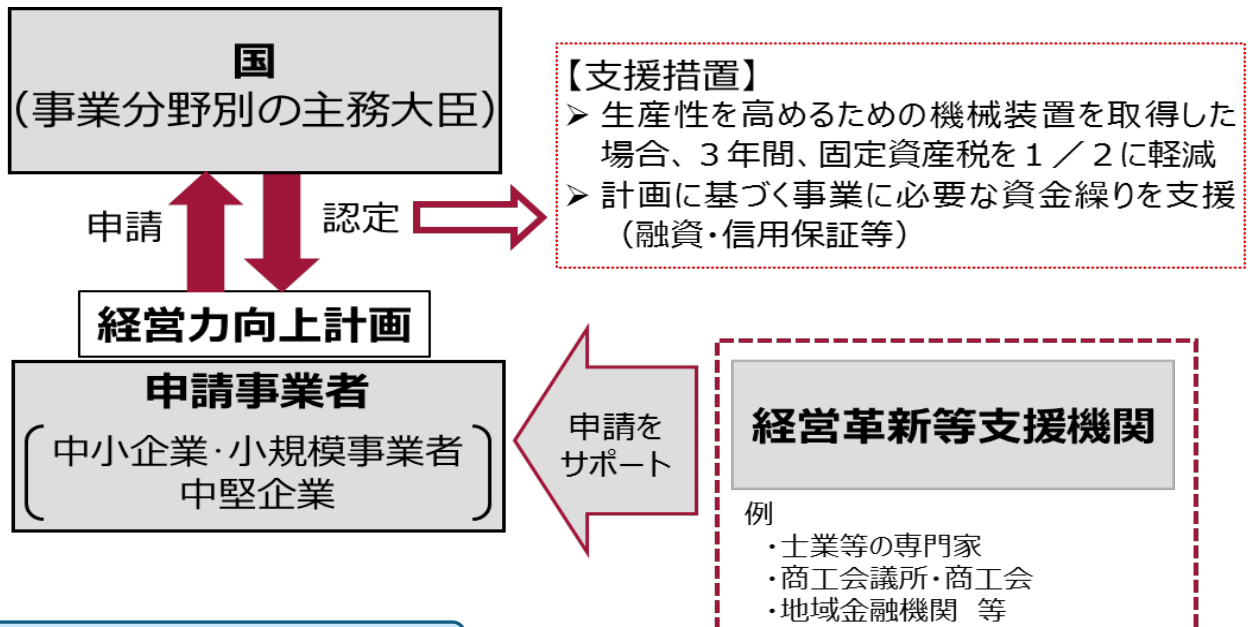
4. ホームページ・問合せ先

1. 中小企業等経営強化法 経営力向上計画の概要

(1) 制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援を受けることができます。

また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。



(2) 制度利用のポイント

【ポイント1】申請書類は実質2枚

①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容など簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。

【ポイント2】計画策定をサポート

認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や土業、地域金融機関等）に計画策定の支援を受けることができます。また、ローカルベンチマークなどの経営診断ツールにより、計画策定ができるようにしています。

【ポイント3】認定計画に基づき取得した一定の機械及び装置の固定資産税が半分に

計画認定を受けた場合、資本金1億円以下の会社、個人事業主などは、①160万円以上の機械及び装置であって、②生産性が年平均1%以上向上であれば、固定資産税の課税標準が3年間半額になります。

【ポイント4】その他の金融支援もご用意

計画認定を受けた場合、政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

1. 中小企業等経営強化法 経営力向上計画の概要

(3) 中小企業・中小企業者等の範囲

定義	中 小 企 業 者 等			
	ア 中堅企業 ※イの事業者を除く	イ 中小企業者	ウ 中小事業者等	エ 小規模事業者
	資本金10億円以下の会社又は従業員数2,000人以下の会社及び個人 その他政令で定められた法人(※1)	(※2) 【中小企業者の定義】 のとおり	会社及び資本又は出資を有する法人 資本金1億円以下 資本又は出資を有しない法人は、従業員数1000人以下	(製造業その他) 従業員数20人以下 (商業・サービス業) 従業員数5人以下
経営力向上計画の認定	○	○	○	○
・商工中金による低利融資 ・食品流通構造改善機構による債務保証(食品製造業のみ対象)	○	○	○	○
・中小企業基盤整備機構による債務保証	○	×	△ (イに該当する者を除く)	×
・中小企業信用保険法の特例 ・中小企業投資育成株式会社法の特例 ・日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット	×	○	○	○
固定資産税の軽減措置	×	○ (資本金1億円を超える者を除く)	○	○ (資本金1億円を超える者を除く)

※1 【中小企業等の定義】

会社及び個人に加えて、医業を主たる事業とする法人、歯科医業を主たる事業とする法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人についても、資本金10億円以下または従業員数2000人以下の要件を満たす場合は、中堅企業の範囲に含まれます。

※2 【中小企業者の定義】

		製造業その他	卸売業	小売業	サービス業	政令指定業種 (※右記の業種のうち、特別に政令で基準を定めている業種)		
						ゴム製品製造業	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	旅館業
資本金	右欄の上下どちらかで判断	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下	3億円以下	3億円以下	5000万円以下
従業員数		300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	900人以下	300人以下	200人以下

また、本法における中小企業者には会社及び個人事業主に加えて、企業組合や協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他政令で定める組合が含まれます。

みなし大企業について

※いわゆるみなし大企業については、経営力向上計画の認定の対象となりますが、固定資産税の軽減措置については対象外となります。税制措置の対象外になる法人は以下のとおりです。

- ・同一の大規模法人(資本金1億円を超える法人)に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人
- ・2以上の大規模法人(資本金1億円を超える法人)に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人を除く。

1. 中小企業等経営強化法 経営力向上計画の概要

(4) 制度活用の流れ

計画提出の前にお願いたいこと

固定資産税軽減の措置を受ける場合

- 固定資産税の軽減を希望される方は、計画申請を受ける際、「工業会等による証明書」が必要になります。
- 設備メーカーを通じて、当該設備を担当する工業会等による証明書発行を申請し、経営力向上設備等の証明書を取得して下さい。
- なお、証明書は申請してから発行されるまで数日～2ヶ月程度かかります。工業会等にご確認ください。

金融支援を受ける場合

- 計画認定後に、金融支援のご活用を検討している場合は、経営力向上計画を提出する前に、関係機関にご相談ください。

各事業分野の主務大臣に提出

- 事業分野によって提出先が異なります。詳しくは8ページをご確認ください。
- 機械及び装置を取得した後に経営力向上計画を提出する場合は、取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。（郵送の場合（バイク便など、郵送以外の手段は含みません。）は消印日を受付日とします）
※ただし、法の施行（7月予定）以降に取得したものでなければなりません。

30日以内

主務大臣による認定

- 主務大臣から認定書が交付されます。

固定資産税の軽減、各種金融支援を受け、
経営力向上のための取組（設備投資等）を実行

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(1) 計画策定の前に

経営力向上計画認定申請書の入手方法

- 様式は以下のURLからダウンロードできます。

施行以降に追記予定

事業分野と事業分野別指針について

- 事業分野（業種）によっては、事業分野を所管する省庁において、「事業分野別指針」を策定している場合があります。経営力向上計画に取り組む事業分野において、「事業分野別指針」が策定されている場合、当該指針を踏まえて策定いただく必要があります。
- 経営力向上計画提出の窓口については、経営力向上に取り組む事業の分野により異なりますので、詳しくは8ページをご確認ください。
- 「事業分野別指針」が策定されていない事業分野については、「基本方針」を踏まえて経営力向上計画を策定してください。

(2) 申請様式の記載方法

様式第1

経営力向上計画に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

印

中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

- 宛名は経営力向上計画の事業分野（業種）を所管する大臣です。
- ただし、所管大臣が権限を委譲している場合、地方支分部局の長になります。
- 詳しくは、8ページをご確認ください。

- 氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、実印としてください。
- 共同申請の場合は、代表となる1社（者）について記載し、代表者以外の参加企業については、余白に住所、名称及び代表者の氏名を記載し、押印してください。

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

(別紙)
経営力向上計画

1 名称等
事業者の氏名又は名称 _____
代表者名(事業者が法人の場合) _____
資本金又は出資の額 _____
常時雇用する従業員の数 _____
法人番号 _____

2 事業分野と事業分野別指針名
事業分野 { _____ } 事業分野別指針名 { _____ }

3 実施時期
平成 年 月～平成 年 月

4 現状認識

①	自社の事業概要	
②	自社の商品・サービス が対象とする顧客・市場の 動向、競合の動向	
③	自社の経営状況	

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A 現状(数値)	B 計画終了時の目標 (数値)	伸び率 $((B-A)/A)$ (%)

➤ 個人事業主など、資本金を有しない場合は記載不要です。

➤ 個人事業主や民法法人等、法人番号が指定されていない場合は、記載不要です。

➤ 計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類の小分類を記載します。
➤ 複数の分野にまたがる計画の場合、列記してください。

➤ 計画に係る事業の属する事業分野における事業分野別指針を記載します。
➤ 事業分野別指針が定められていない場合には記載不要です。
➤ 複数の分野にまたがる計画の場合、列記してください。

➤ 3年以上5年以内としてください。
➤ 固定資産税の課税標準の特例の対象となる経営力向上設備等を取扱は実施期間内に行われる必要があります。

➤ 現に行っている事業内容、自社が事業として営む事業(主業、副業)と事業構成、売上高など、自社の事業等について記載してください。
➤ 事業分野別指針において、規模等に係る記載を求められている場合には、この欄に記載してください。

➤ 自社の商品・サービスについて、顧客の数やリピート率、主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、競合他社との比較などにおける、自社の強み・弱み等を記載してください。

➤ 「目標指標の種類」欄は、事業分野別指針で定められた指標がある場合には当該指標を記載し、事業分野別指針が定められておらず、基本方針にしたがって策定する場合は、「労働生産性」を指標として記載してください。

労働生産性 = (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 労働投入量 (労働者数又は労働者数 × 1人当たり年間就業時間)

➤ 売上高増加率、営業利益率、EBITDA有利子負債倍率、営業運転資本回転期間、自己資本比率等の指標について、企業の規模や能力・改善可能性に応じて可能な範囲で分析し、記載してください。
➤ 上記の分析にあたっては、財務状況の分析ツール「ローカルベンチマーク」をご活用ください。
➤ また、特に小規模な事業者の方については、経営計画作成アプリ「経営計画つくるくん」もご活用ください(①②にもご活用いただけます。)

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

6 経営力向上の内容

事業分野別 指針の 該当箇所	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動 への該当 (該当する 場合は○)
ア		
イ		
ウ		
エ		

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施 事項	使途・用途	資金調達 方法	金額 (千円)

8 経営力向上設備等の種類

実施 事項	設備等の名称／型式	単価	数量	金額
合計				

- 事業分野別指針が定められている事業分野においては、実施事項が事業分野別指針のどの部分に該当しているか記載してください。
- 事業分野別指針が定められておらず、基本方針に基づいて計画を策定する場合、記載いただく必要はありません。

- 「4 現状認識」等を踏まえて、事業分野別指針（定められていない分野にあっては基本方針）を参照して、経営力向上のために取り組むことを取組ごとに具体的に記載してください。

- 行おうとする実施事項が新事業活動に該当する場合は、「○」を記載してください。
- 新事業活動とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいいます。
- 新事業活動となる取組については、「実施事項」欄は、新事業活動ではない取組とは区分して記載してください。

- 固定資産税の軽減（経営力向上計画を達成するために必要な一定の機械及び装置について3年間1/2）を活用する場合、この欄に記載します。
- 「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号（ア～エ）を記載してください。
- 経営力向上設備等を取得する場合には、中小企業等経営強化法施行規則第8条に規定する要件に該当することを証する書類（＝工業会等による証明書）を添付してください。
- 列が足りなければ適宜追加してください。

- 「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号（ア～エ）を記載してください。
- 「使途・用途」欄には、実施事項ごとに、その事項を実施するのに要する資金について、その部分の具体的な使途・用途を記載してください。
- 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金等を記載してください。
- なお、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

2. 手続き方法 ②各事業分野の主務大臣に提出

(3) 事業分野と提出先



➤ 各事業分野窓口は以下のとおりです。

事業分野	所管省庁の窓口	ホームページ	問合せ
	施行以降に追記予定		

(4) 提出方法

提出方法は、上記の窓口への提出、郵送が可能です。
また、経済産業省が窓口の場合は、電子申請が可能です。
電子申請を活用される方は、下記URLをご確認ください。

施行以降に追記予定

2. 手続き方法 ③固定資産税の軽減、各種金融支援

経営力向上のための取組を実行のため、(i) 固定資産税の軽減、(ii) 各種金融支援を受けることができます。

(i) 固定資産税の軽減

経営力向上計画が認定された事業者は、法律の施行日から平成31年3月31日までに生産性を高めるための機械装置を取得した場合、その翌年度から3年度分の固定資産税に限り、当該機械装置にかかる固定資産税を1/2に軽減します。

その要件は以下のとおりです。

①販売開始から10年以内のもの

②旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの

③160万円以上の機械及び装置であること

なお、生産性向上設備投資促進税制のA類型とは異なり、最新モデル要件はありません。そのため、導入しようとしているモデルの1世代前モデルから「生産性年平均」が1%以上向上している場合は、すべて固定資産税の軽減措置の対象となります。

※機械及び装置の取得後、年末までに認定が受けられない場合、減税の期間が2年となります。通常、申請書の受理から認定までは最大30日要する可能性があります。十分余裕を持った申請をお願いします。

なお、申請書について、申請先の相違や重度の不備がある場合は差し戻しとなり、受理できない場合があります。また、軽微な不備の場合においても、各事業所管大臣からの照会や申請の差し戻しが発生し、手続時間が長期化する場合があります。

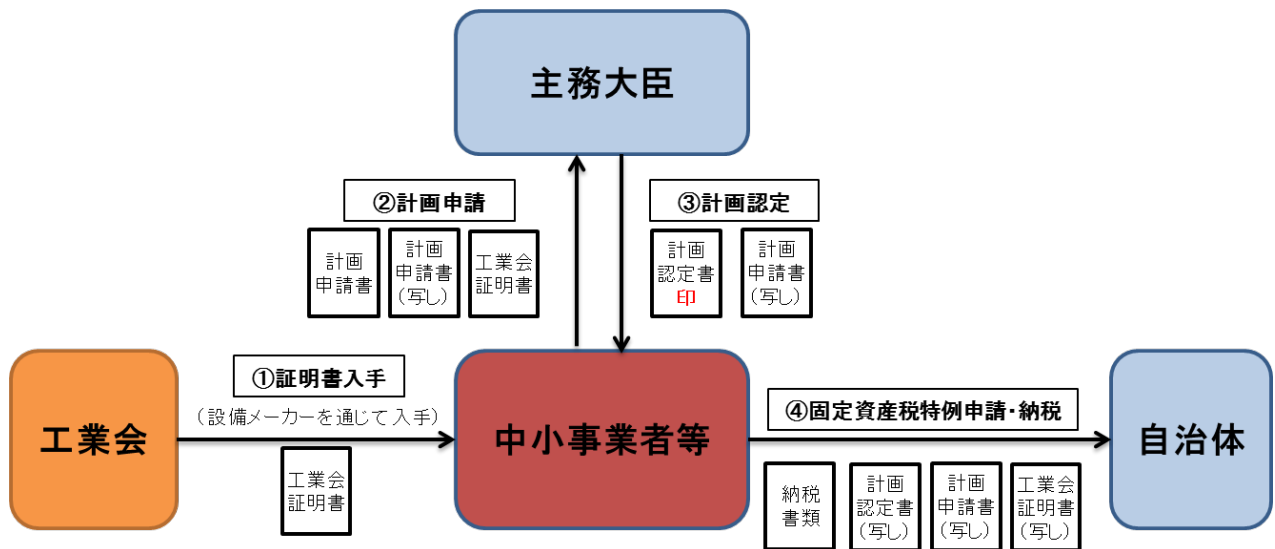
生産性向上設備投資促進税制A類型との対比

	中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置	生産性向上設備投資促進税制（A要件）
軽減措置の内容	固定資産税	法人税額の控除・特別償却
対象事業者	中小事業者等（3ページ「ウ」参照）	青色申告をしている法人・個人（対象業種や企業規模に制限はない）
対象設備	機械及び装置のみ	機械及び装置／器具及び備品／工具／建物附属設備／建物／ソフトウェア
設備の要件	➤ 生産性1%向上	➤ 生産性1%向上 ➤ 最新モデル
その他満たすべき要件	生産等設備を構成するものであること／最低取得価額要件を満たしていること／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	

2. 手続き方法 ③固定資産税の軽減、各種金融支援

(i) 固定資産税の軽減

【①中小事業者等自身が固定資産税の軽減措置を受ける場合】

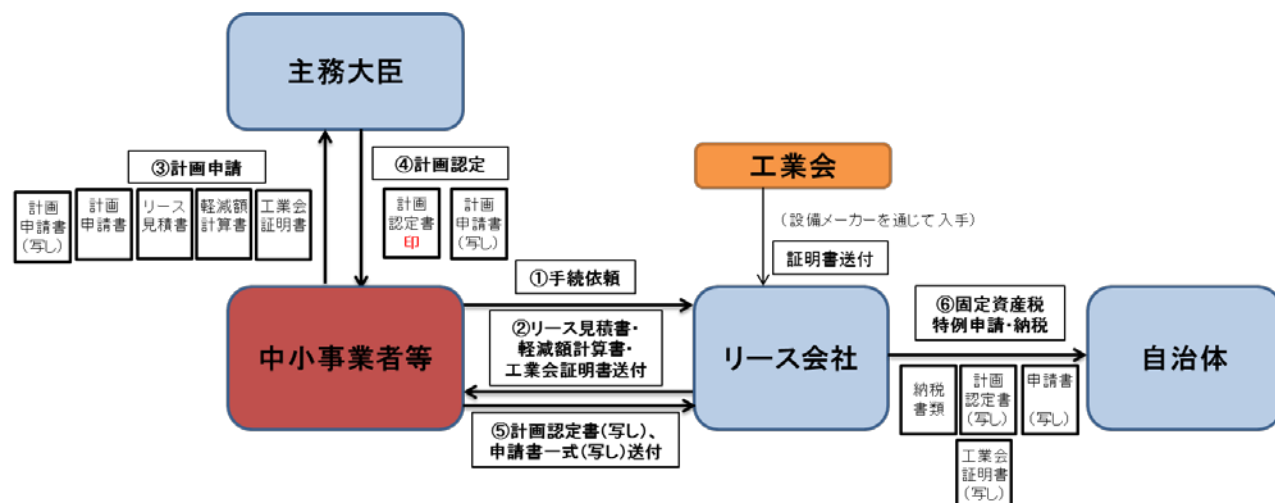


- ① 中小事業者等は、経営力向上計画策定時に設備を決定し、設備メーカーを通じて工業会等による証明書を入手します。
- ② 経営力向上設備等の種類を記載した計画申請書とその写し（コピー）とともに、工業会等による証明書（原本）を添付して、主務大臣に計画申請します。
- ③ 主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを中小事業者等に交付します。
- ④ 納税時には、納税書類とともに計画認定書の写し、計画申請書の写し、工業会等による証明書の写しなどの添付書類の写しをそれぞれ自治体に提出します。

2. 手続き方法 ③固定資産税の軽減、各種金融支援

(i) 固定資産税の軽減

【②所有権移転外リースの場合】



- ① 中小事業者等は、設備を決定し、リース会社に手続を依頼。リース会社は、リース見積書・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書・工業会等による証明書を中小事業者等に送付。
- ② 経営力向上設備等の種類を記載した計画申請書とともに、リース会社から入手した書類を添付して、主務大臣に計画申請。
- ③ 主務大臣は、計画認定書を中小事業者等に交付。
- ④ 中小事業者等はリース会社に計画認定書の写しと計画申請書の写し、工業会による証明書等の添付資料の写しを送付し、リース会社が自治体に納税手続を行う。

※所有権移転リースでは、中小事業者等が固定資産税を納税するため、①と同様のスキームが適用される。ただし、所有権移転外リースであって、リース会社が納税するものについては、②所有権移転外リースの場合と同様のスキームが適用される。

※自治体によっては固定資産税に超過税率を設けている場合がありますが、軽減額計算書における固定資産税の額は、便宜的に標準税率（1.4％）に基づき計算しています。

2. 手続き方法 ③固定資産税の軽減、各種金融支援

(ii) 各種金融支援

計画認定を受けた場合、政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

①商工中金による低利融資

中堅クラス向け

中小企業者向け

経営力向上計画を策定した場合、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けられます。

②中小企業信用保険法の特例

中小企業者向け

中小企業者は、経営力向上計画の実行（※）にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられます。（※）新商品・新サービスなど「自社にとって新しい取組」（新事業活動）に限ります。

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	1,250万円	1,250万円
新事業開拓保険	2億円→3億円（保証枠の拡大）	

③中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社（中小企業者）も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

④日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者(国内親会社)の海外支店又は海外現地法人が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、信用状を発行して、債務の保証を実施できます

○補償限度額：1法人あたり最大4億5000万円

○融資期間：1～5年

⑤中小企業基盤整備機構による債務保証

中堅クラス向け

中堅クラスの企業等、信用保険法の特例が措置されていない中小企業者以外の者が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、保証料率 有担保0.3%、無担保0.4%）の債務の保証を受けられます。

⑥食品流通構造改善機構による債務保証

中堅クラス向け

中小企業者向け

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証を使えない場合や巨額の資金調達が必要となる場合に、食品流通構造改善機構による債務の保証を受けられます。

受けられる支援措置

(ii) 各種金融支援



- 前ページの金融支援のご活用を検討している場合は、経営力向上計画を提出する前に、関係機関にご相談ください。
- 関係機関は以下のとおりです。

番号	機関の名称	ホームページ	問合せ
①			
②			
③	施行以降に追記予定		
④			
⑤			
⑥			

(※) 経営力向上計画の認定を受けることと、公的融資または公的債務保証の判断は別個のものとなりますので、認定がえられたことをもって、公的融資や債務保証を受けられることが保証されるものではありません。

2. 手続き方法 ④変更申請

変更申請について

- 認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければなりません。（設備の追加取得等）
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第13条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた経営力向上計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

経営力向上計画変更認定申請書の入手方法

- 様式は以下のURLからダウンロードできます。

施行以降に追記予定

3. よくある御質問

(1) 概要

① 「経営力向上計画」はどんな取組みを応援する計画ですか？

- 自社の現状をしっかりと分析した上で、設備投資や顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した管理会計の導入、人材育成といった自社の「経営力」の向上をとおして、自社の指標を向上させようとする事業者を応援する計画です。

② 計画の認定を受けるとどのようなメリットがありますか？

- 認定計画中に記載された一定要件を満たす機械及び装置は3年間、固定資産税の課税標準が半額になります。
- 中小企業信用保険の保証枠の拡大や中小企業基盤整備機構の債務保証など、多額の資金調達を行う場合の金融支援が受けられるようになります。

③ 固定資産税の軽減措置はどのようにすれば受けられますか。

- 主に以下の要件を満たす設備等について、当該設備の投資を含む、経営力向上計画が認定されている必要があります。

1. 販売開始から10年以内のもの
2. 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの
3. 160万円以上の機械及び装置であること

設備の要件や留意事項については、9ページもご確認ください。

- 具体的なプロセスは以下のとおりです。

1. 工業会等による証明書を設備メーカーを通して入手する。
2. 事業所管大臣に当該設備の取得を含む「経営力向上計画」を提出し、認定を受ける。
3. その際、工業会等による証明書を必ず添付する。
4. 毎年1月1日現在で取得した設備にかかる固定資産税が固定資産台帳に載ることとなるため、1月末頃の申告までに取得した工業会等による証明書の写しと認定書の写し、申請書の写しをそれぞれ用意し、市町村等に提出する。

④ 計画はどこに申請すればよいですか。

- 事業者が経営力を向上させたい事業分野の事業所管大臣に提出していただく必要があります。

詳しくは、8ページをご確認ください。

(2) 固定資産税の軽減措置

① 設備の修繕等を行った場合も対象となりますか。

- 資本的支出（既に有する資産の修理・改良等のために行った支出）については対象となりません。

② 自ら作成して固定資産計上する設備やオーダーメイド品は対象となりますか。

- 取得（購入）するもの以外に、自ら製作するものも対象となります。また、同様にオーダーメイド品についても対象となります。

③（メーカーが新事業を開始した場合など）比較すべき旧モデルが全くない新製品は対象となるのか。

- 原則として、同一メーカー内に類似する機能・性能を持つ設備がある場合は、生産性向上要件について、できる限り当該設備との比較を行ってください。ただし、比較すべき旧モデルが全くない場合には、比較する指標がないため、10年以内に販売開始されたものであることが要件となります。

④ 中古品は対象となりますか。

- 対象となりません。

⑤ 取得価額の範囲には、どのような費用が含まれますか。

- 対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。

⑥ 国・地方公共団体から補助金を受けた場合、対象となりますか。

- 対象になります。

⑦ 取得価額の判定は、消費税抜きでしますか。それとも税込みですか。

- 取得価額の判定に際し、消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定することとなります。

⑧ 単品の取得価額は、どのように判定しますか。

- 「通常一単位として取引される単位」が最低取得価額の判定の基本となります。

⑨ 取得とは、具体的にどのタイミングを指しますか。

- 機械等の所有権を得たこと、つまり機械等を購入等をしたことを指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引き渡しが進んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。

(2) 固定資産税の軽減措置

⑩ 購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象となりますか。

- ファイナンスリース取引(所有権移転リース取引及び所有権移転外リース取引)については対象になりますが、オペレーティングリース取引については本税制の対象外となります。

⑪ 補助金を受けた設備であり、かつ圧縮記帳前は最低取得価額を上回っているが、圧縮記帳後は最低取得価額を下回ってしまう場合、本税制措置は使えますか。

- 固定資産税の課税標準額には圧縮記帳は影響しないため、圧縮記帳前の取得価額が最低取得価額を上回っていれば対象となります。

⑫ 自社で製作した設備を対象とする場合、取得価額には人件費等も含まれますか。

- 自社で製作した設備の取得価額算出には、当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額、および当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額が含まれます。このうち労務費の金額は、所得拡大促進税制に関する税額控除等に利用することができます。

⑬ 他の税制との重複適用は可能か。

- 固定資産税以外の特例措置（生産性向上設備投資促進税制や中小企業投資促進税制等）との関係では重複適用は可能です。

⑭ 設備を共有する場合は、どのような扱いになるのか。

- 設備に設定している共有持分に基づき資産計上している資産の取得価額が対象となります。

⑮ 親会社（大企業）が一括で調達した設備を、親会社から引き渡しを受けた子会社（中小事業者）が税制の適用を受けることは可能ですか。

- 当該子会社が、大企業の支配下にあるいわゆるみなし大企業（3ページ「みなし大企業について」参照）にあたらない場合は、固定資産税の軽減措置の対象になります。

⑯ 年平均1%以上向上の比較対象は何か。

- 当該設備を製造しているメーカーの一代前モデルと比較して下さい。ユーザーが現在使用しているモデルや他メーカーの製造設備との比較ではありません。

⑰ 何を基準に「生産性向上」に該当するか判断すればいいですか。

- 「生産性向上」の基準となる指標については、「単位時間当たりの生産量」、「精度」、「エネルギー効率」などが代表例として挙げられます。ただし、あくまで代表例であり、実際の指標の選択は、様々な機能に対する設備メーカーの創意工夫を促す観点から、メーカーに一任します。なお、各団体は、その指標が生産性の向上を図るための判断基準としてふさわしいものであるかどうかを確認してください。

⑱ 生産性指標について、エネルギー効率が0.5%、単位時間当たり生産量が0.5%向上している場合、合計1%向上ということで要件を満たしますか。

- 満たしません。

(3) 手続について

1 「経営力向上計画」について

①計画申請から認定までどれぐらいの期間がかかりますか。

- 標準処理期間は30日です。手続上、概ね瑕疵がなく、スムーズに申請書類が認定に至った場合は30日以内に認定が得られるとご理解下さい。
- 他方で、申請書の不備が多い場合は、各事業所管大臣からの照会や申請の差戻しが発生し、手続時間が長期化する場合があります。必ず余裕を持った申請をお願いします。出て下さい。

②添付すべき書類は何ですか。

- ①申請書及び②（固定資産税の軽減措置を受ける場合、）証明書発行団体による証明書です。

③申請先はどこですか。

- 事業分野によって異なります。

④複数の事業分野にまたがる場合、どのように申請すればよいですか。

- 事業分野が複数にわたり、指針が複数ある場合、それぞれの指針に該当している必要があります。事業分野が不明な場合は、中小企業庁コールセンターにお問い合わせください。
- なお、申請はいずれかの事業所管省庁に提出すればよいこととしています。

2 証明書発行団体による経営力向上設備等の発行プロセスについて

①証明書発行はどこに申請すればいいですか。

- 設備を取得しようとしている製造メーカーに申し出て下さい。リースで設備を有している場合は、リース会社を経由して、製造メーカーに軽減措置を受けたい旨、申し出る必要があります。

②証明書発行にはどの程度の時間が必要ですか。

- 製造メーカーは、生産性向上設備投資促進税制と同様の「証明書発行団体」に発行申請を行い、概ね数日～2ヶ月程度で発行されます。

③証明書発行にはどのような書類が必要ですか。

- 計画の申請事業者が用意すべき書類はありません。ただし、製造メーカーが証明書を発行するためには、旧世代モデルとの性能比較を行う必要があるため、仕様書のレベルで、概ねの製品の性能が確定していなければなりません。

3 変更認定について

①変更認定はどのような場合に必要ですか。

- 認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければなりません。（設備の追加取得等）
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第13条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた経営力向上計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

4. ホームページ・問い合わせ先

1 「経営力向上計画」について

①経営強化支援（中小企業庁HP）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>



②説明会案内

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160608kyoka.pdf>



2 計画策定に関する支援ツール

①ローカルベンチマーク

- 企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツール（道具）として、企業の経営者等や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組み

http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/



②経営計画つくるくん

- 経営計画書の作成に不慣れな事業者の方、或いは、中小企業・小規模事業者の経営計画書作成の支援に携わる方に経営計画を策定していただくための支援ツールです。

<http://www.smri.go.jp/iinzai/063743.html#manual>



4. ホームページ・問い合わせ先

2 計画策定に関する支援ツール

③認定経営革新等支援機関

- 税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等に、高度な中小企業支援を担っていただくため、認定制度を設け、中小企業者の経営課題を支援しています。

http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/



④省エネ支援総合ポータルサイト

- 省エネルギーに取り組む中小企業等を対象として、「無料省エネ相談」「無料省エネ診断」「無料節電診断」などの支援ツールを用意し、省エネに関する簡単な相談から専門家派遣によるアドバイスまで中小企業等の経営強化を支援しています。

<http://www.shoene-portal.jp/>

- また、過去の省エネ診断の結果を業種別にまとめ、省エネの取り組みがコスト削減につながった事例を紹介しています。

<http://www.shoene-portal.jp/analytics/>

お問合せ先

経営力向上計画相談窓口



中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL:03-3501-1957(平日9:00-12:00,13:00-17:00)

詳しくはこちら



経営強化法 |

検索

